

鏡石町告示第56号

令和7年3月17日付け鏡石町告示第15号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、当該農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに鏡石町に意見書を提出することができる。

令和8年10月2日

鏡石町長 木賊 正男

1 縦覧期間

自 令和8年10月2日
至 令和8年10月16日

2 縦覧場所

鏡石町農業委員会 鏡石町中央59番地 鏡石町勤労青少年ホーム

3 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和8年10月16日 とする。
- (3) 意見書(様式自由)により鏡石町農業委員会に直接持参、郵送等にて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお受付時間は、執務時間内とします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

(1) 鏡石町地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業経営基盤強化促進計画は、令和7年3月17日に策定されたが、今回農村地域の環境保全及び有効な土地利用のため、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、当該地域農業経営基盤強化促進計画における地域計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

①地域計画からの除外

No.	地域計画区域から除外する土地	除外理由
1	東鹿島54番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島55番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島83番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島84番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島85番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島86番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島87番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島88番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島89番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島106番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島108番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島110番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	東鹿島112番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	大池215番	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	桜町229番1	農地転用（太陽光パネル設置）のため
	久来石南574番	農地転用（駐車場設置）のため
	新町156番4	農地転用（農業用倉庫設置）のため